

各種手当制度をご存知ですか

次のような手当制度がありますので、該当する場合は申請してください。

なお、いずれの手当も所得制限があり、所得によっては手当額が一部減額となったり、支給されない場合もあります。※ここでの「休日」とは、「土・日・祝日」のことです。

児童扶養手当

○**対象者** 父母の離婚、父の死亡、その他いろいろな理由で父と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人)を監護している母(または養育者)。ただし、公的年金を受けるとき、児童を監護しなくなったときなどは、手当の支給要件に該当しなくなります。

○**手当額**

- ・児童1人 月額 全部支給 41,720円
一部支給 9,850円～41,710円
- ・児童2人目 上記金額に 5,000円加算
- ・児童3人目以降 上記金額に 3,000円加算

○**支給日** 4月、8月、12月の11日(11日が休日の場合はその直前の休日でない日)

児童扶養手当の減額

平成20年4月1日以降の児童扶養手当から対象となる人がいます。

●児童扶養手当は、平成14年の母子寡婦福祉法等の改正により、「児童扶養手当中心の経済的支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換され、離婚等による生活の激変を緩和し、母子家庭の自立を促進するという目的で見直されました。手当を受けてから5年以上を経過した人は、平成20年4月から、それまでの支給額の2分の1を超えない範囲で減額が行われます。

ただし、8歳未満の児童の場合や母親自身に障害がある場合などは、減額はされません。

なお、一部支給停止の対象者や支給停止額に関する具体的な内容は、本年末に決められる予定となっており、決まり次第お知らせします。

●市では、母子自立支援に向けて、「就業支援」・「子育てや生活の支援」などを行っていますので、積極的にご相談ください。

児童扶養手当現況届

現在、児童扶養手当を受給中の人が、8月以降分の手当を受けるためには、現況届の手続きが必要です。手続きが必要な人には、個別に通知します(7月に新規申請した人は手続きは不要です)。

○**問合せ先** 子育て・こども課子育て・こども係

特別児童扶養手当

○**対象者** 20歳未満の重度または中度の障害児を監護している父母(または養育者)。ただし、対象児童が施設へ入所したり、障害を理由とした公的年金を受けることができる場合は、手当の支給要件に該当しなくなります。

○**手当額(月額)**

- ・1級(重度) 児童1人当たり 50,750円
- ・2級(中度) 児童1人当たり 33,800円

○**支給日** 4月、8月、11月の11日

(11日が休日の場合はその直前の休日でない日)

○**問合せ先** 福祉事務所障害福祉係

障害児福祉手当

○**対象者** 重度の障害があり、常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児。ただし、児童が施設へ入所したり、障害を理由とした公的年金を受けることができる場合は、手当支給要件に該当しなくなります。

○**手当額(月額)** 14,380円

○**支給日** 2月、5月、8月、11月の9日

(9日が休日の場合はその直前の休日でない日)

○**問合せ先** 福祉事務所障害福祉係

特別障害者手当

○**対象者** 著しい重度の障害があり、常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の障害者。ただし、障害者本人が施設へ入所したり、長期入院するに至った場合は、支給要件に該当しなくなります。

○**手当額** 月額 26,440円

○**支給日** 2月、5月、8月、11月の9日

(9日が休日の場合はその直前の休日でない日)

○**問合せ先** 福祉事務所障害福祉係

「まちづくり市民懇話会」を開催します

市では、皆さんの意見を今後のまちづくりに反映させるため「まちづくり市民懇話会」を開催します。

日程は右表の通りです。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

※2時間程度を予定しています。

○問合せ先 企画振興課広報統計係

日(曜日)	会場	時間
8月20日(月)	上志佐コミュニティセンター	午後7時～9時
22日(水)	御厨公民館	
23日(木)	星鹿コミュニティセンター	
24日(金)	鷹島開発総合センター	
27日(月)	調川公民館	
28日(火)	今福公民館	
29日(水)	福島公民館	
31日(金)	市役所市民ホール	

国民健康保険税の税率・税額が決まりました

平成19年度松浦市の税率・税額は次の通りとなりました。

医療給付費分は、各地域別の税率・税額が適用されます。合併協議の結果、合併後5年間は不均一課税を行うことになっており、その結果をふまえて議会で決定されました。

なお、今回の改定では課税限度額も変わりました。介護納付金分は、統一税率が適用されます。

区 分		国民健康保険税				概 要
		医療給付費分 (税率・額)		介護納付金分 (税率・額)		
		19年度	18年度	19年度	18年度	
松浦地域	所得割	11.7%	11.7%	2.1%	2.1%	課税所得金額に対して
	資産割	/				固定資産税額に対して
	均等割額	29,800円	29,800円	9,000円	9,000円	被保険者1人につき
	平等割額	26,500円	26,500円	4,900円	4,900円	1世帯につき
	課税限度額	560,000円	530,000円	90,000円	90,000円	年税額の最高限度額
福島地域	所得割	8.8%	8.0%	2.1%	2.1%	課税所得金額に対して
	資産割	30.0%	40.0%	/		固定資産税額に対して
	均等割額	26,800円	26,000円	9,000円	9,000円	被保険者1人につき
	平等割額	22,900円	22,000円	4,900円	4,900円	1世帯につき
	課税限度額	560,000円	530,000円	90,000円	90,000円	年税額の最高限度額
鷹島地域	所得割	10.5%	9.6%	2.1%	2.1%	課税所得金額に対して
	資産割	30.0%	40.0%	/		固定資産税額に対して
	均等割額	29,800円	29,800円	9,000円	9,000円	被保険者1人につき
	平等割額	29,000円	30,000円	4,900円	4,900円	1世帯につき
	課税限度額	560,000円	530,000円	90,000円	90,000円	年税額の最高限度額

納税が困難な場合は…

特殊事情(災害、会社倒産による失業、所得の激減、生活保護など)により生活が困窮し、本年度の納税が困難な人は、徴収猶予・減免措置などが受けられる場合がありますのでご相談ください。

※減免は、納期限の7日前までに申請が必要です。

●相談・問合せ先 税務課徴収係、市民税係